



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

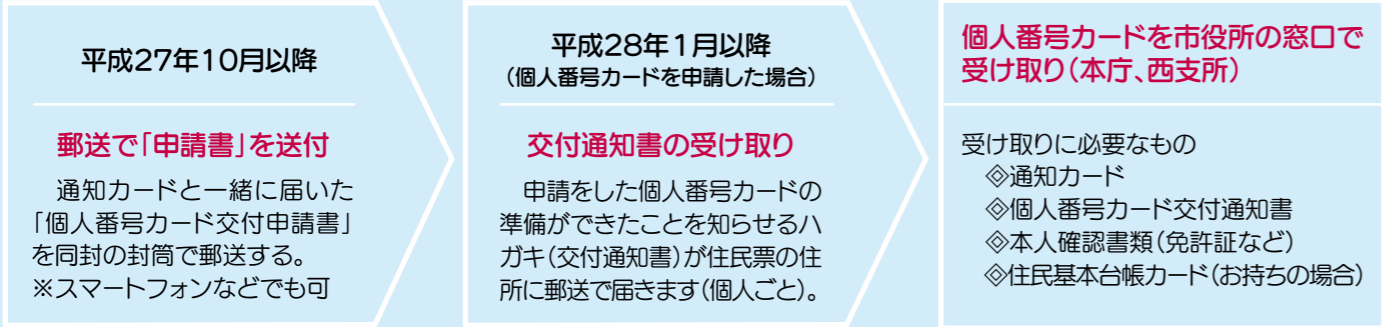
3 個人番号カード(希望者のみ)

- ◆「個人番号カード」とは、数字12桁の個人番号(マイナンバー)と氏名・住所・生年月日・性別が記載された顔写真付きICカードです。
- ◆本人確認のための身分証明として利用ができ、さまざまな行政手続を行う際に窓口などで「個人番号カード」1枚の提示により、本人確認とマイナンバーの確認の両方ができます。
- ◆「個人番号カード」を希望される人は、「通知カード」と一緒に届く「個人番号カード交付申請書」(10号写真下部)を同封の封筒で郵送していただき、来年1月以降に市役所窓口で受け取りをしていただきます。
- ◆有効期限は10年(20歳未満の場合は5年)。初回の交付手数料は無料です。
- ◆「個人番号カード」は公的個人認証の機能が標準装備され、確定申告などの電子申請手続にも利用できます。

個人番号カード(見本)



4 個人番号カードを希望される場合の手順(平成28年1月以降に交付)



5 住民基本台帳カードをご利用の方へ

- ◆平成27年12月25日で「住民基本台帳カード」の発行・交付が終了します。
- ◆平成27年12月25日までに交付された「住民基本台帳カード」は、記載された有効期限まで有効です。
- ◆「住民基本台帳カード」に記載された電子証明書は、その有効期限までご利用いただけますが、更新を希望される場合は、その時点で「個人番号カード」に切り替えていただく必要があります。
- ◆「個人番号カード」を取得された場合は、「住民基本台帳カード」を返還してください(重複所有はできません)。

◆マイナンバーに関するお問い合わせコールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

日本語:0570-20-0178
外国語:0570-20-0291

平日:9時30分~20時
土・日・祝日:9時30分~17時30分(年末年始除く)
※この電話には通話料がかかります。

- ▶通知カード・個人番号カードに関することは、市民課(☎66・1001)へ。
- ▶マイナンバー制度に関することは、総務課(☎66・1044)へ。

1 マイナンバーとは?

マイナンバーとは、一人ひとり異なる12桁の番号で、個人が特定されないように住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。
マイナンバーの通知カードが平成27年10月~12月に送付されます。

絶対になくさないでください!!



2 通知カード(全員)

- ◆「通知カード」とは、数字12桁の個人番号(マイナンバー)と氏名・住所・生年月日・性別が記載されたカードです。住民票を有する人に、平成27年10月~12月末までの間に住民票の住所に簡易書留で届きます(世帯ごと)。
※郵便の転送手続をされていても転送されませんのでご注意ください。
- ◆「通知カード」はさまざまな行政手続や「個人番号カード(11号に詳細)」を申請する場合に必要になりますので、大切に保管してください。
- ◆住所や氏名に変更があった場合は、届出の手続の際にカードをご持参ください。

この部分が通知カード(見本)です。

この部分が個人番号カード交付申請書(見本)です。

通知カード(見本)のイメージ(表)と(裏)は、個人番号カードと一緒に届きます。

個人番号カード交付申請書(見本)のイメージ(表)と(裏)は、通知カードと一緒に届きます。